

**1 事業名**

市道路線の廃止

市道 4-28 号線

**2 事業の概要**

上記路線については、都市計画法に基づく開発行為が予定されていることから、道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき市道路線を廃止するものである。

**3 他自治体の類似する政策等**

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の廃止を実施している。

**4 市民参加の実施の有無とその内容**

なし

**5 関係法令、基本計画との整合性**

道路法、都市計画法

**6 事業費及びその財源等**

なし

**7 その他**

廃止する路線の場所、幅員及び延長については、市道路線案内図 2 のとおりである。